

を定められたるならん。といへり。平次按するに、前顯祖地古圖にて見れば、慶安年中と萬治年中と兩度に命ぜられしと聞ゆ。町會所留記に載せたる享保十二年三月町奉行の上申書に、

町付足輕先年四拾人被仰付、小頭も無御座、御屋敷覺人に五拾歩宛一繩に而、法船寺町並新堅町、淺野川邊三ヶ所に而拜領仕罷在候。然處其以後、右足輕之内貳人小頭に就被仰付候、小頭屋敷覺人に貳拾歩宛不足仕罷在候。法船寺町小頭屋敷之儀は、幸隣に明地御座候而相願、先年貳拾歩引足拜領仕受取申候。淺野川覺人之小頭は、屋敷續に願可申明地も無御座、四五軒隔て明地御座候而、先年相願拜領仕罷在候處、今般幸小頭屋敷隣に明地出來仕候付、最前拜領仕候貳拾歩之屋敷爲指上、右明地之内にて貳拾歩爲致拜領、少々餘歩御座候はゞ、組之請地に爲仕度奉存候。左候へば小頭屋敷に相極置き、永々爲入替候様仕度儀に御座候間、右之趣相願申候。以上。

丁未三月廿八日

宮崎長太夫判
伊藤喜兵衛判

加判連名殿

金澤町付足輕羽織地、夏は布、冬は紬、色は惣地黒く、子持角白丁子之紋は黒く、小頭は絹、鶉之目小紋に可申付候哉。魚津町付足輕も如此御座候故奉伺候。以上。

六月九日

岡田 十右衛門
里見 七左衛門

金澤町足輕敷、並對之羽織地色、且又紋之儀、委細被仰出之趣奉畏候。左様に御座候は、平足輕四人増四拾貳人に仕、小頭貳人増四人に仕、都合四拾六人に相極可申哉、重而奉伺候。

一、羽織之紋御本は上之ほそみの留り、眞中にて留り申候。又丁子之頭も御本は丸く御座候處に、私共上申紋は少長み有之、上之留りもひずみ申候。御自筆に而如被仰出少宛之違は不苦候へども、私共好に而無之、繪之誤迄に而御座候はゞ、羽織等に付させ申刻、右之處書改可然被思召之旨被仰出候。私共好に而無御座、繪師之誤に而御座候故、爲調直、重而入御覽申候。右之羽織は、何とぞ押立候時分齊せ可申、常には何様に而も不苦之由被仰出之通

奉畏候。以上。

六月廿一日

岡田 十右衛門
里見 七左衛門

津田 玄蕃殿
奥村 壹岐殿

金澤町足輕人數、並對之羽織地色、且又紋之儀、委細被仰出之趣奉畏候。只今迄は町足輕四拾人之内、小頭兩人に而相動候へども、年々御用多罷成、四拾人之内を四人小頭に仕候而は、彌、不人に罷成、もとほりかわ可申と奉存候故、平足輕四人増、四拾貳人に仕、小頭貳人増、四人に仕、都合四十六人に相極可申哉之旨、御直筆に而被仰出之趣、且又御口上に而被仰出候通り畏奉存候。以上。

西寅六月廿四日

岡田 十右衛門
里見 七左衛門

津田 玄蕃殿
奥村 兵部殿

今月廿四日私共上申御請之趣被聞届候。左候はゞ、先割場より不足分履置、小頭をば勝手次第、只今迄支配之足輕之内に而成共可申付候。重而御歸國之時分召抱、割場より履

置候者を相返可申、且來々年迄は如何様に而も指而滯申間敷候條、割場より履候迄には不及と存候はゞ、右小頭平足輕之増人先延引可仕之旨、被仰出之趣畏奉存候。左様に御座候はゞ、來々年御歸城迄は、何とぞ只今之人數に而相動候様に可申付候條、増人之儀今年は其分に可仕置候。此趣被達御聽可被下候。以上。

西寅六月晦日

岡田 十右衛門
里見 七左衛門

津田 玄蕃殿
奥村 兵部殿

右は貞享三年參議中將綱紀卿、町付足輕の儀段々穿鑿被成、増人等之儀此の時に定められしと聞ゆ。元祿四年一月、火事羽織之定紋などの事も、町奉行よりの伺にて定められし事も見たり。

○玉龍寺舊地

泉寺町六斗林曹洞宗玉龍寺の舊地なり。貞享二年の玉龍寺由來書に、越中守山・富山・加州小松・金澤所々移轉仕、今之寺地は慶安元年熊谷久右衛門・宮崎太左衛門承に而被打渡。